

東京都環境審議会 第48回企画政策部会

政策の方向性について

～横断的・総合的な取組～

環境施策の横断的・総合的な取組

気候変動、生物多様性、大気環境、化学物質等、各分野の環境課題への対策を進めていく上では、行政だけではなく、都民、企業、団体など、**東京に集積するすべての主体が相互に連携**を図りつつ、**主体的かつ積極的に環境対策を進めていくこと**、そのような**社会の仕組みを構築していくことが重要**



横断的・総合的な取組が必要

- ・ 都内外の都市との更なる連携
- ・ 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用
- ・ 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 など



1-1 都内外の都市との更なる連携 区市町村との連携（現在の主な取組・課題）

● 東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業

都内の区市町村が実施する、地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施

- ・ 補助対象：区市町村
- ・ 事業期間：平成26年度から令和5年度
- ・ 予算額：補助金原資50億円
- ・ 補助率：補助対象経費の1/2

広域的環境課題対応分野

広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大

- ・ **地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業**
（古紙等の資源物の集団回収を維持する取組を支援）
- ・ **外来種の積極的防除事業**
（アライグマ・ハクビシンなどの外来種防除の取組を支援） など

地域環境創出分野

地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進

- ・ **樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業**
（生態系を保全する取組を支援）
- ・ **花と緑で潤う緑化推進事業**
（住民の身近な場所での植栽や花壇の設置を支援） など

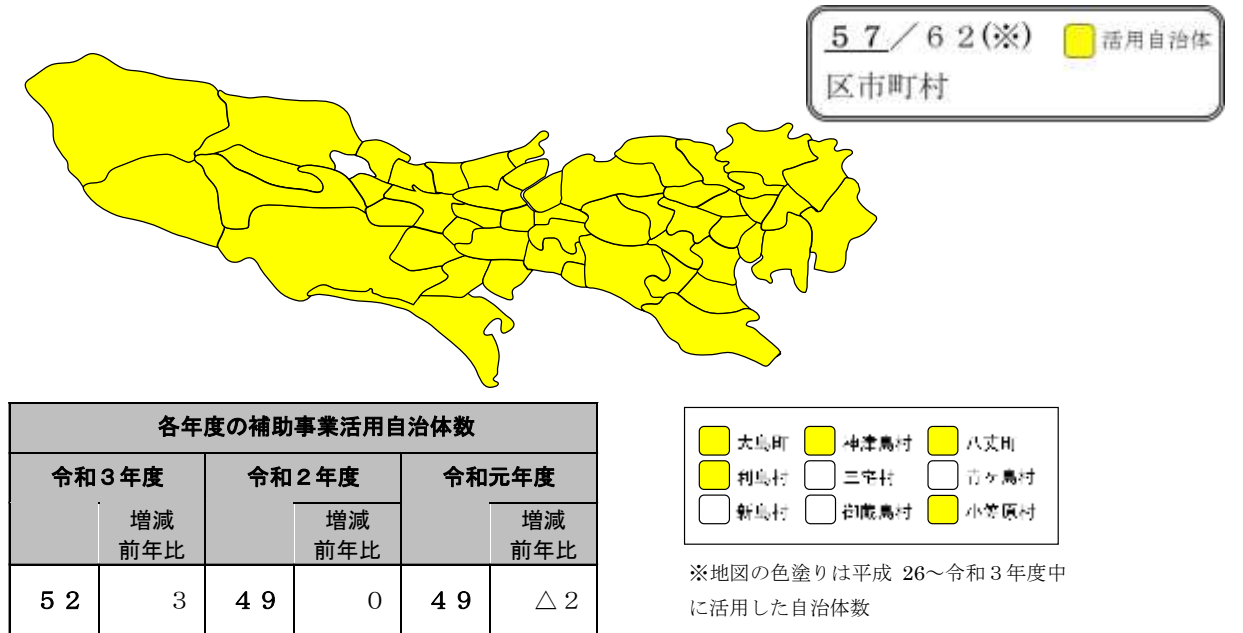
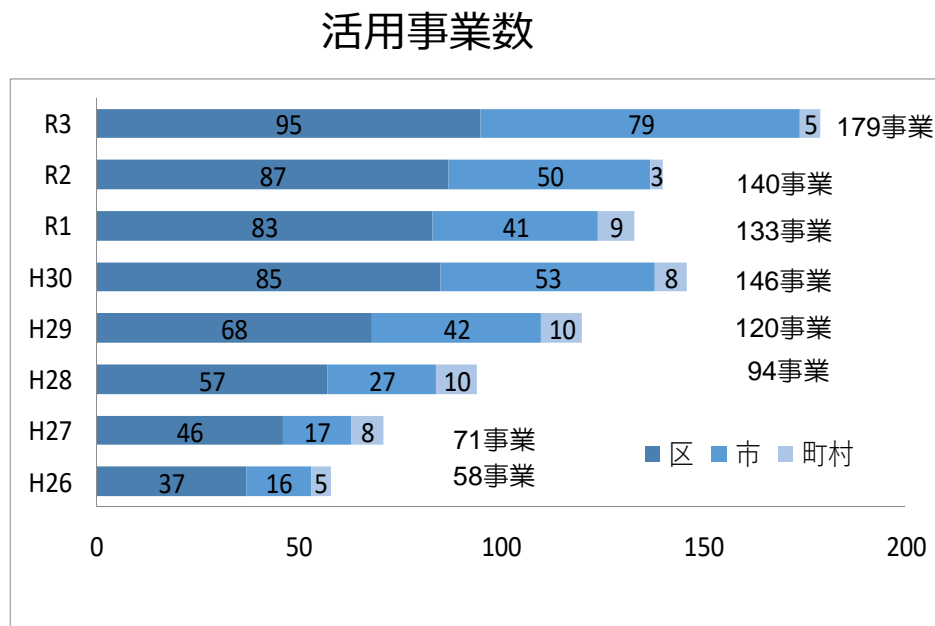
先駆的取組推進分野

将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進

- ・ **水素エネルギーの都民への普及・浸透推進事業**
（セミナーやイベントなど水素エネルギーの普及啓発のための取組を支援）
- ・ **環境学習推進事業**
（環境リーダーの育成や環境学習のデジタル化の取組を支援） など

1-1 都内外の都市との更なる連携 区市町村との連携（現在の主な取組・課題）

<地域環境力活性化事業の活用状況（平成26年度～令和3年度）>



- 活用事業数は、事業を開始した平成26年度から約3倍に増加（58事業 ⇒ 179事業）
- 平成26年度から令和3年度までに、本事業を活用した自治体は57/62区市町村
- 令和3年度の交付決定状況

活用団体数：52区市町村、活用事業数：179事業、交付決定額：408,439千円

1-1 都内外の都市との更なる連携 区市町村との連携（現在の主な取組・課題）

● 情報共有・技術支援等

● 情報共有・意見交換

環境政策情報連絡会や区市町村の課長会等を通じて、区市町村関連施策の情報提供を行うとともに、区市町村への個別のアプローチによりきめ細かく情報収集・意見交換を実施

● 都の取組の紹介

都が目指す2050年の姿や2030年に向けた主要目標、都の主な連携・支援メニューなどをわかりやすく紹介するパンフレットを作成・配布するとともにホームページにも掲載

● 区市町村職員向け研修・講習会

環境に関する知識・理解等を深めることを目的として、研修等を実施
（「省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修」
「アスベスト基礎セミナー」「廃棄物行政講習会」等）



区市町村向けパンフレット
（連携・支援メニュー紹介）

【課題】

- 地域の環境課題に取り組む区市町村の状況を踏まえ、各自治体の実情に応じた連携・支援が必要
- 都内の広域的な環境課題の解決に向けて、自治体間の連携の輪を広げていくことが必要

1-1 都内外の都市との更なる連携 広域的な自治体間の連携（現在の主な取組・課題）

● 広域的な自治体間での事業連携

- **再エネ電力の共同購入のキャンペーン（みんなでいっしょに自然の電気（みい電））**
太陽光や風力などの自然の電気を利用したい家庭等を募り、共同購入するキャンペーンを首都圏で連携して展開し、価格低減の実現により、再エネの利用を促進
- **東京湾の底質調査**
九都県市で東京湾の底層水域環境の実態を把握し、底質改善対策等の効果を検証することを目的に調査を実施
- **大気環境改善に向けた施策**
リーフレット等を活用したVOCの排出削減の普及啓発のほか、ディーゼル車の合同取り締まり、エコドライブの普及促進など、九都県市で連携した施策を展開



● 広域連携会議を通じた国への提案活動や情報の共有

- 九都県市首脳会議、関東・全国知事会議等を通じた広域的行政課題に係る国への提案・要望
- 大都市環境主管局長会議における各自治体との情報共有 等



VOC排出削減リーフレット

【課題】

- 広域的な対策が求められる課題や環境の変化に伴う新たな課題の解決に向けて、他の自治体との連携・協調を進めていくことが重要

1-1 都内外の都市との更なる連携

海外諸都市等との連携（現在の主な取組・課題）

● アジア諸都市等への環境協力

- ・ 大気環境等に関する北京市との技術交流や、国際フォーラム等において大気質改善施策を発表
- ・ アジア大都市等を対象とした資源循環分野に関する研修・会議や、希望都市に対する個別ワークショップを実施
- ・ クアラルンプール市における建築物の脱炭素化施策の構築支援や、JICA研修への協力等

● グローバルネットワーク活動

- ・ C40、イクレイ、ICAPなどの国際的な都市間ネットワークが主催するワークショップ等において、都施策を紹介するとともに、先進都市や企業等との意見交換を実施

● 国際社会への情報発信

- ・ 東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を展開
- ・ フォーラムの主催やSNS等の活用により、都の活動や都施策等を英語で情報発信



都主催 サークュラー・イノベーション・フォーラム

- ・ 先進都市による政策紹介
- ・ 日欧産業界のリーダー等による意見交換
- ・ オンライン展示会

【課題】

- ・ 東京は多量の資源・自然資本を域外（国内外）に依存しており、世界的にも都市が果たすべき役割の重要性が高まっていることから、先進的な海外諸都市等との交流を通じて、都の政策立案に資する情報や事例収集が更に必要
- ・ オンライン化で海外諸都市等との交流や、国際会議への登壇機会が増えており、そのメリットを最大限活かしていくことが必要
- ・ 国際的な都市間競争の観点からも、効果的な海外への情報発信を増やしていくことが必要

1-2 都内外の都市との更なる連携（今後の方向性）

取組強化の論点

（区市町村との連携）

- 区市町村のニーズ等を踏まえて支援策の検討・見直しを実施
- 効果的な取組の横展開等、都内自治体の連携を推進し、東京全体の環境政策を一体となって展開

（広域的な自治体間の連携）

- 広域的な課題や新たな課題に対してスピード感を持って対応できるよう、九都県市等による効果的な取組を実施するとともに、他の自治体と連携した国への働きかけや情報共有等を推進

（海外諸都市等との連携）

- 海外諸都市との学び合いを通じて、都の環境施策の更なるレベルアップを図り国際社会に貢献
- 国際推進体制を強化し、国際会議等へ積極的に参加するとともに、国際ネットワーク、企業等との交流・連携を深化
- 「TIME TO ACT」等を戦略的に展開し、都の国際的プレゼンスを向上

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

● 都民・企業等との連携・協働

・ 「チームもったいない」

「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やNGO等の団体、個人を募集
食ロス、レジ袋の削減、省エネなどの取組を通じて、個人の消費行動を変えることを目的とした枠組み

- ・ 参加者は、ロゴマークを用いて、取組をPR
- ・ 都HPにおいて、取組事例の発信等の普及啓発 等



< 3つの取組分野 >



<参加者数 (2022年2月18日現在) >

- ・ 団体 227件
- ・ 個人 848人

・ Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業

- ・ NOx、VOC対策に取り組む事業者等を募集し、取組を広く紹介することで、自主的取組による排出削減を促進
- ・ 都民が大気環境に対する興味・関心をもつよう、SNS等を活用した呼びかけやイベントを開催



<登録者数 (2022年3月14日現在) >

- ・ 263団体

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

東京グリーンシップ・アクション

- 保全地域の良好な自然環境づくりと、より広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、NPO等による運営の下、企業と協働して自然環境保全活動を実施



仕組みと役割

＜主な活動のイメージ＞



草刈り
林床に光が当たるように草を刈り取ります。



間伐
樹木が過密にならないように樹木をノコギリ等で切り倒します。切り倒した樹木は、手ごろな長さに切り揃えます。

燃料電池ごみ収集車の運用

- 港区及び早稲田大学と連携し、燃料電池ごみ収集車を開発（令和3年度は港区内で試験運用を実施）
- FC商用車両における水素利用の拡大と社会実装を促進



試験運用車両

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

● 人材の確保・育成、行動変容

● 環境学習事業の実施 ※コロナ禍においては、原則オンラインで実施

➤ 小学校教員向け環境教育研修会

私立を含む都内小学校の教員等へ実践的な環境教育の研修を行い、教科横断的かつ総合的に、環境に関する授業を実施できる人材を養成

➤ 都民を対象としたテーマ別環境学習講座

全ての都民が、自発的に環境に配慮した行動を取れるよう、都民の環境問題への理解を深めることを目的として実施

<R3年度実施テーマ>

「いつか行く日のための小笠原講座」「食品ロスと私たちの暮らしのSDGs」 等

➤ 環境学習動画

都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作

➤ 環境学習総合ポータルサイト

- ・ 環境に関する基礎的知識を分野別に学習するページ
- ・ 環境局及び都内区市町村の環境学習関連施設情報 等



環境教育研修会の様子



環境学習動画の例

(ファッションのサステナビリティに関する取組や課題についてまとめた動画)



環境学習総合ポータルサイト
「TOKYO環境学習ひろば」

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

- 「TOKYO海ごみゼロアクション」

専用HPを開設し、海ごみ問題を都民に解説・紹介するとともに、都や区市町村が開催する清掃活動への参加を促進



- 「里山へGO！」(森林・緑地活動情報サイト)

緑地保全活動に関する多種多様な活動情報を、Webサイトを通じてわかりやすく発信し、自然体験活動を促進



里山へGO！

- 講習会の実施、マニュアル作成等

- 産業廃棄物の適正処理

環境公社と連携し、排出事業者向け・処理業者向けの産業廃棄物の適正処理に関する講習会等を開催し、スキルアップや人材育成を促進

- 水害時の化学物質の流出対策

工場や事業場で化学物質を取り扱う事業者向けに、水害対策に関する情報をまとめたマニュアル、リーフレットを作成。



水害対策マニュアル



リーフレット

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

● 多様な手法の活用

● DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

都では、都政の構造改革としてDXを推進。環境政策においてもオープンデータ化や先端技術の社会実装等を加速



「シントセイ2 構造改革によって目指すゴールとその道筋 (抜粋)」



東京都オープンデータカタログサイト

※環境分野においても
各種データを順次掲載



先端技術の社会実装

例) AR技術による自然体験の試行

● グリーン投資の推進

● 「Tokyo Green Finance Initiative(TGFI)」の推進

- グリーンファイナンス市場の発展
- グリーンファイナンスにおける参加プレイヤーの裾野拡大
- 環境施策・環境技術の情報発信とESG人材の育成 等

2-1 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (現在の主な取組・課題)

【課題】

- 都民・企業等の環境課題に対する認識を深め、更なる行動を促していく必要
- 環境課題が複雑・高度化する中で、解決への取組を担う人材の確保・育成を強化する必要
特に、将来を担う世代の育成は不可欠
- より多くの都民・企業等の参画を促すため、都民や企業等が具体的な行動を起こしやすい情報提供や仕組みづくりが必要
- DXの推進はまだ始まったばかりであるため、引き続き、加速的に取組を進めていくことが必要
- 環境施策の一層の推進には、環境と経済の好循環を確立していく必要

2-2 多様な主体との連携・協働、多様な手法の活用 (今後の方向性)

取組強化の論点

- 波及効果の高い、創意工夫を図った取組拡充により、都民、企業等の環境課題への認識を向上させ、共に行動を加速
- 取組に意欲的な都民・企業・団体等と連携・協働を強化し、更なるムーブメントを醸成
- 特に、子供や若者を含めた将来世代の環境意識の向上や行動促進につながる取組を充実
- 都民・企業等への人材育成の充実や団体等と連携したボランティアの確保等により、環境課題の解決に向けて共に行動する人材の確保を強化
- 先進事例・好事例の発信や多様な政策手法の活用等、創意工夫を図った施策展開により、より多くの都民・企業等の参画を促進
- 更なるオープンデータ化や先端技術の社会実装等、デジタル技術を活用して、都民、事業者等に対し環境分野でのQOS (Quality of Service) を向上
- グリーンファイナンス活性化の強力な推進により、投資資金が環境対策に活用される流れを加速

3-1-1 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境アセスメント（現在の主な取組・課題）

● 環境アセスメント

- 事業者が、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場から審査すること等により、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組み
- 東京都環境影響評価条例に基づき、東京都環境影響評価審議会において審議
- 事業者から許諾を得られた環境影響評価図書を、都環境局HPにおいても公表（2019年3月より開始）

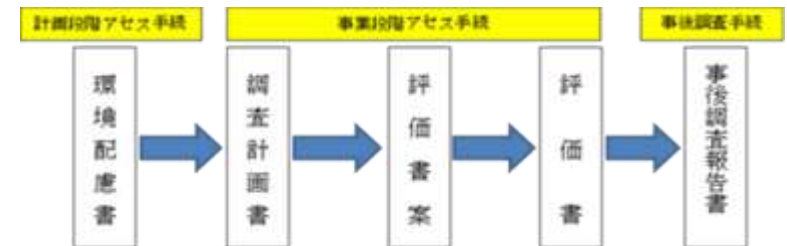
<対象事業>

道路、鉄道、工場、廃棄物処理施設、高層建築物、自動車駐車場 等（26種類）

<予測・評価項目（17項目）>

1 大気汚染	10 日影
2 悪臭	11 電波障害
3 騒音・振動	12 風環境
4 水質汚濁	13 景観
5 土壌汚染	14 史跡・文化財
6 地盤	15 自然との触れ合い活動の場
7 地形・地質	16 廃棄物
8 水循環	17 温室効果ガス
9 生物・生態系	

<環境影響評価の流れ>



【課題】

- 大規模施設は一度設置されると長期にわたり使用され、環境への影響は将来にわたり継続することから、新設時や更新時における環境影響評価がより一層重要。
- アセス図書のウェブ公表については、多くの事業者の協力が得られるようになってきたものの、許諾が得られない場合や公表期限が設定される場合がある。

3-1-2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境アセスメント（今後の方向性）

取組強化の論点

- 東京都環境影響評価条例に基づき、大規模施設に対する環境影響評価の手続を着実に遂行することで、持続可能な都市づくりを促進
- アセス制度や事業に対する都民の理解促進や予測・評価技術の向上に資するため、アセス図書のウェブ公表について、事業者の理解と協力を得られるよう引き続き働きかけ

3-2-1 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境の確保に関する配慮の指針（現在の主な取組・課題）

●「環境確保に関する配慮の指針」

- 環境基本条例第9条第2項（3）において、環境基本計画の一部として定めることを規定
- 行政のみならず、都民・事業者・NGO/NPO等あらゆる主体が、この指針を踏まえ、あらゆる分野、活動の中で環境配慮の行動を内在化させていくことを期待

＜現行の構成＞

環境配慮原則	都市づくりにおける配慮の指針	共通配慮事項	都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項
		地域別配慮の指針	<p>「東京の新しい都市づくりビジョン」（2009年7月改定）におけるゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、当該地域で特に配慮すべき点を示したもの</p> <p>【ゾーン区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●センター・コア再生ゾーン ●東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン ●都市環境再生ゾーン ●核都市広域連携ゾーン ●自然環境保全・再生ゾーン
	事業別配慮の指針	<p>都市づくりに関わる事業を整理し、事業の分類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための主な配慮事項を示したもの</p> <p>【事業の分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通系施設整備 ●河川・運河等整備 ●商業・業務系施設整備 ●集合住宅・住宅団地等整備 ●工場系施設整備 ●土地造成事業 ●廃棄物処理施設・終末処理施設の整備 ●エネルギー供給施設整備 ●埋立・港湾整備 ●レクリエーション施設等整備 ●採石事業等 	
	日常生活における配慮の指針	<p>日常生活における事業活動における配慮の指針</p> <p>事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの</p>	
	日常生活における配慮の指針	<p>日常生活における配慮の指針</p> <p>都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの</p>	

3-2-1 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境の確保に関する配慮の指針（現在の主な取組・課題）

＜現行指針の具体的記載（抜粋）＞

1 都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項

次の「都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項」では、都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項、その指針を示している。この共通配慮事項は、後掲する「地域別配慮の指針」、「事業別配慮の指針」と併せて活用するよう、構成されている。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー利用の高効率化・最適化を推進し、エネルギー消費の低減を図る ◆自然エネルギーのパッシブ利用を進める ◆再生可能エネルギーを利用する ◆未利用エネルギーを活用する ◆高効率なコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーを導入する ◆温室効果ガス（CO₂）及びその他のガスの削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> •都市づくりに当たっては、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量が少なくなるような都市構造を目指す。無秩序な開発を抑制するとともに、公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 •都市開発に当たっては、形態、規模を踏まえ、建物用途別のエネルギー需要の特質に合わせた計画を検討し、エネルギー利用の高効率化・最適化を図る。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 •建築物の建設に当たっては、立地に応じたパッシブデザインを検討し、積極的に導入するとともに、屋根外壁等の高い断熱性能の確保と両立させ、熱負荷の低減を図る。 •設備の設計に当たっては、低炭素で高効率な機器を導入するとともに、自然エネルギーのパッシブ・アクティブ利用の最大化ができる設備計画を検討し、これらの最適運転が可能な監視制御システムを構築する。 •一次エネルギー消費性能及び断熱性能等に関する設計目標を明確化し、しゅん工後の性能検証に関する計画を作成する。 •エネルギーマネジメントシステムを導入する。 •きめ細かな運用ができるよう熱源の台数制御、照明のゾーニング制御等の制御システムを導入する。 •建物の効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運

1 事業活動における配慮の指針

事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆事業活動でエネルギーを使用する際には

- 適正な冷暖房による省エネを徹底する。
 - 冷暖房温度の設定を適正にし、室温に応じた服装で業務等を行う（いわゆるクールビズ、ウォームビズの奨励）。
 - 換気量を適正に管理する。
 - 夏期や冬期は、換気量を絞って、冷暖房負荷を低減する（CO₂濃度に留意）。
 - 中長期（春、秋）は、外気を取り入れて、冷暖房負荷を低減する。
 - 冬期の冷房は、外気を活用する（外気冷房）。
 - 湿度を適正に管理する。
 - 地下駐車場の換気は、間欠運転やスケジュール運転により、運転時間を短縮する（CO₂濃度に留意）。
 - 自然通風を利用する。
 - 始業時前の冷暖房のウォーミングアップ運転では、運転時間を短縮する。
 - 空調機のフィルターをこまめに清掃する。
 - ブラインドを設置し適正に利用する。
 - サーキュレーター（扇風機）を活用し室内の空気を循環させる。
- 全熱交換
- 適正な照
- 照明を白

2 日常生活における配慮の指針

市民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆家庭で電気・ガス等を使う際には一省エネ・節電の徹底

- 家庭で電気やガスを賢く使う。
 - エアコンやテレビ、照明などの家電製品の無駄な使用を抑える。使用する場合には、できるだけ電力使用量の少ない使い方（エアコンの温度設定、テレビの省エネモード設定、冷蔵庫の温度設定など）に努め、使わない時には、こまめに電源を切る。
 - 台所、洗面所等で使うお湯の温度を控える。（食器洗浄機など設定がある場合を除く。）
 - 家電製品を正しく使い、適切なメンテナンス（エアコンのフィルター清掃など）によりその性能を最大限引き出す。
 - 照明をLEDなどより電力消費量の少ない機器に交換する。
 - 冷暖房の効果を高めるため、カーテン、庇（ひさし）、サーキュレーター（扇風機）の活用や積極的な緑の配置等を行う。
 - HEMS等を設置して電力使用量を把握するなどにより、常にエネルギーの使用について意識し、省エネ、節電に努める。
- 家庭で電気や熱をつくる。
 - 太陽光発電機器を設置して家庭の電力として使用し、余った電気を売却する。
 - 太陽熱機器を設置して、熱を給湯や暖房に利用する。
 - 家庭用燃料電池等のコージェネレーションシステムを導入し、エネルギーを効率的に活用する。
 - 蓄電池や電気自動車を導入し、家庭で創ったエネルギーを賢く使用する。

3-2-1 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境の確保に関する配慮の指針（現在の主な取組・課題）

- 気候危機、生物多様性の損失などの危機が一層深刻化し、残された猶予がない中で、これらの環境課題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、行政はもちろん、都民・事業者等、各主体の環境配慮行動をいかに促進していくかが重要

【課題】

- 各主体が、自主的・自律的に行動を加速していけるよう、「配慮の指針」を見直し、社会の様々な活動やルールに環境配慮をより内在化・具体化していく必要

3-2-2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進 環境の確保に関する配慮の指針（今後の方向性）

配慮の指針の見直しの方向性（取組強化の論点）

- 前提となる重要な視点として、各主体がそれぞれ行動を加速・強化し、東京全体で取り組んでいく必要があるということを、当該指針内に明確に提示
- 現下の深刻化する環境課題の状況を踏まえ、記載項目や内容を見直し
- 都民・事業者の自主的・自律的な行動を促すべく、事業活動及び日常活動の指針を以下の視点から再構成
 - ✓ 重点的に取り組むべきポイント等を明確化
 - ✓ 消費・生産が与える環境負荷を鑑み、サプライチェーンの観点から配慮事項を検討
（「サプライチェーン環境影響の削減に関する専門家会合」での議論を反映）
- 配慮の指針を踏まえ、様々なターゲットに向けた環境配慮行動を促進
（例：他の都施策との連携などによる行動の普及、SNSの活用等、波及効果の高い情報発信 等）